

訪問看護ステーション

あったか渭南

運 営 規 程

医療法人 聖真会

訪問看護ステーションあったか渭南運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人聖真会が設置する訪問看護ステーションあったか渭南（以下「事業所」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、事業所の円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅にいて、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、関係区市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(事業の運営)

第3条 事業所は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称：訪問看護ステーションあったか渭南

(2) 所在地：高知県土佐清水市越前町6番10号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

(1) 管理者：看護師1名（常勤職員）

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理

上支障がない場合は、事業所の他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (1) 看護職員：常勤換算 2.5 人以上（管理者含む）

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。介護予防も含む。

（営業日及び営業時間等）

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次に掲げる通りとする。但し、これ以外は相談に応じる。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする

ただし下記①②③に掲げる日を除く

- ① 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）
- ② 年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）
- ③ 8 月 15 日

- (2) 営業時間は午前 9 時から午後 5 時までとする

- (3) 電話等により連絡・相談・訪問が 24 時間常時可能な体制とする。

（訪問看護の内容等）

第 7 条 訪問看護の提供は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- (1) 訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等と密接な連携及び主治医の指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し実施するものとする。

- (2) 訪問看護の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うことともに、訪問看護計画書等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。

- (3) 訪問看護の提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

- 2 訪問看護の内容は、以下の各号に定めるものとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第 8 条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関わる基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関わる基準平成 18 年 3 月 14 日厚労省告示 127 号）」に定める基準の額とし、法廷代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 その他日常生活に係る費用の徴収に際しては、利用者又はその家族に対して、事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 3 利用者の都合にて訪問をキャンセルする場合は、以下の額を利用料の支払いに合算して徴収する。

- (1) 前日までのキャンセル：徴収なし
- (2) 訪問するまでの当日キャンセル：徴収なし
- (3) 訪問してからのキャンセル：利用料（加算を除く）の全額徴収
- 4 次条に定める通常の事業の実施地域を越える場合は、地域境界より1km毎に60円を交通費として訪問毎に往復分を徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の訪問実施地域は、土佐清水市とする。但し、これ以外は相談に応じる。

（緊急時における対応方法）

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（事故処理）

第11条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。（高知県指定居宅サービス等の従業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第80条）
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（衛生管理等）

第12条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（相談・苦情処理）

第13条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。（高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第80条）
- 3 介護保険の規定法により市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に沿って適切な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置

を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

- 第15条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は、併設する医療法人聖真会において開催される委員会に参加し、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（個人情報の保護）

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（秘密保持）

- 第17条 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定められる秘密保持義務は、職員の離職後もその効果を有する旨を雇用契約書等に明記する。
 - 3 サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文章により、得ておかなければならない。

（事業継続計画の策定等）

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問看護の提供を行うよう努めるものとする。

(書面掲示)

第20条 運営基準省令上、事業所の運営規定の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。
(※令和7年度から義務付け)

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修：採用後1か月以内
- (2) 継続研修：年2回
- 2 事業所の職員に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護の提供をさせないものとする。
- 3 事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。
(1) ハラスメント防止対策は、医療法人聖真会の規定に準ずる。
- 4 事業所は、利用者に対する訪問看護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。(高知県指定居宅サービス等の従業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第80条)
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人聖真会が定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成28年04月01日から施行する。
この規定は、令和04年01月01日から施行する。
この規定は、令和06年04月30日から施行する。